

# 所得税の還付申告を受ける方へ

(医療費・住宅借入金等特別控除などについて)

東日本大震災により住宅や家財など生活に必要な資産に被害を受けられた方で、昨年申告されなかつた方、追加で修理をされた方は、雑損控除	
※所得税からの住宅借入金等特別控除を受ける場合、初年度は確定申告が必要です。	

## 雑損控除

■所得税で控除しきれなかつた住宅借入金等特別控除が市・県民税から控除されます

■手続き

原則不要です。

ただし給与支払報告書(源泉徴収票)または確定申告書に居住開始年月日と控除可能限度額を記載し忘れられなかつた額が翌年度の市・県民税から控除されます。

## 控除額の計算方法

新契約(生命保険・介護医療保険・個人年金保険各々で計算)	
年間の支払い保険料	控除額
~20,000円	支払保険料の全額
20,001円~40,000円	支払保険料×1/2+10,000円
40,001円~80,000円	支払保険料×1/4+20,000円
80,001円~	一律40,000円

  

旧契約(生命保険・個人年金保険各々で計算)	
年間の支払い保険料	控除額
~25,000円	支払保険料の全額
25,001円~50,000円	支払保険料×1/2+12,500円
50,001円~100,000円	支払保険料×1/4+25,000円
100,001円~	一律50,000円

## 適用限度額について

	生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除	適用限度額合計
新契約	最高4万円	最高4万円	最高4万円	最高12万円
旧契約	最高5万円	—	最高5万円	最高10万円
新契約・旧契約両方の適用を受ける場合	新契約の場合のみ 最高4万円	新契約・旧契約両方の適用を受ける場合	最高4万円	最高12万円
最高4万円				

新契約のみは最高12万円。旧契約のみは最高10万円。  
新旧両契約を結んでいる場合は、最高12万円まで、どのような組み合わせの申告でも可能です。

## 平成24年分所得税の主な改正事項

### ■生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後、新たに締結された生命保険契約などについて、新たな控除額が適用となります。新たな契約で締結した保険は、生命保険料、個人年金保険料のほかに介護医療保険料が控除の対象となります。得価格の分かれるもの(被害を受けた資産の取得時期、取扱いなど)が発行した領収書などがあります。未払いの医療費は、実際に支払った年が医療費控除の対象となります。

■所得税で控除しきれなかつた住宅借入金等特別控除が市・県民税から控除されます

月日と控除可能限度額を記載し忘れられなかつた額が翌年度の市・県民税から控除されます。

平成11~18年・平成21~25年に入居した方にについて、所得税から控除されなかつた額が控除されます。

平成11~18年・平成21~25年に入居した場合は、市に申告してください。

■所得税からの住宅借入金等特別控除を受ける場合、初年度は確定申告が必要です。

■所得税で控除しきれなかつた住宅借入金等特別控除が市・県民税から控除されます

月日と控除可能限度額を記載し忘れられなかつた額が翌年度の市・県民税から控除されます。

平成11~18年・平成21~25年に入居した場合は、市に申告してください。

■所得税で控除しきれなかつた住宅借入金等特別控除が市・県民税から控除されます

月日と控除可能限度額を記載し忘れられなかつた額が翌年度の市・県民税から控除されます。

平成11~18年・平成21~25年に入居した場合は、市に申告してください。